

京都市空家等の活用、適正管理等に関する条例（以下、「条例」という。）第16条第2項において準用する、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「法」という。）第22条第3項の規定に基づき、令和6年3月8日付け京都市達都住政第37号、第38号、第39号、第40号、第41号により以下のとおり命令しましたので、法第22条第13項及び条例第15条第3項の規定に基づき、公示します。

令和6年3月8日

京都市長 松井 孝治

1 命令を受けた者の氏名及び住所

- ・篠原 邦子

京都市左京区高野東開町1番地7 高野第2住宅9棟401

- ・中村 和夫

京都市伏見区小栗栖森本町13番地 市営住宅小栗栖団地16-110

- ・米ヶ田 衣井子

熊本県熊本市北区植木町色出9番地

- ・瀬戸口 圭井子

鹿児島県霧島市隼人町見次750番地54

- ・渡會 やよい

京都市右京区嵯峨柳田町4番地 嵯峨スカイハイツ407号

2 当該特定空家等の所在地

京都市右京区太秦多藪町1番5

3 管理不全状態の内容

当該特定空家等は、条例第2条第3号アに規定する「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」、及び同号エに規定する「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」である空家等であり、なおかつ、屋根や外壁の崩落など、劣化が著しく進行しており、倒壊や強風による建築部材の飛散などにより、周辺住民へ危害を及ぼすおそれが特に高い状態である。

4 命令の内容

(1) 措置の内容

- ・当該特定空家等の除却又はこれに相当する措置
- ・立木の伐採

(2) 措置の期限

令和6年5月9日

(都市計画局住宅室住宅政策課)